

## 建築基準法及び建築物省エネ法に係る手数料の改定について

### 1 概要

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年6月17日公布）により、建築基準法及び建築物省エネ法が改正され、段階的に順次施行されている。令和7年4月施行では、建築物の審査・検査（以下、「審査等」）の規定や省エネ基準適合義務の規模等が見直されるため、東京都台東区手数料条例の一部改正を行うものである。

### 2 法改正の内容

#### (1) 建築物の審査等の特例対象の規定の見直し（建築基準法）

建築士が設計・工事監理を行う、階数2以下で延べ面積500㎡以下の木造建築物は、審査等の特例対象であり、構造関係規定等の一部規定の審査等が省略されているが、特例対象の規模が、平家かつ延べ面積200㎡以下に見直された。

住宅等の着工数の増加に伴い、昭和59年から特例の運用がなされてきたが、近年では太陽光パネルの設置が増えており、実態に応じた適切な構造審査の必要性が生じていることから、特例対象の規定が見直されたため、手数料を改定する。

<表1>

建築士が設計・工事監理を行う木造建築物の審査等の特例

改正前				➔	改正後			
階数 (階)	延べ面積 (㎡)				階数 (階)	延べ面積 (㎡)		
	0~200	200~500	500~			0~200	200~500	500~
3~	×	×	×	3~	×	×	×	
2	○	○	×	2	×	×	×	
1	○	○	×	1	○	×	×	

#### 【凡例】

○：審査等の特例対象（構造関係規定等の一部の項目について審査等が不要）

×：審査等の特例対象外（全ての項目について対象）

■ は変更となる部分

#### (2) 小規模建築物の高度な構造計算に係る構造審査の規定の新設（建築基準法）

現状では、高度な構造計算を行っている設計の場合、建築確認とは別に、指定構造計算適合判定機関（以下「構造適判」）による構造審査が必要である。

一定の条件の小規模建築物に限り、構造計算適合判定資格者（以下「構造適判資格者」）である建築主事が構造審査を行う場合に、構造適判を不要とする制度が新設されたため、手数料を新設する。

<表2>

階数が2以下の小規模な伝統的木造建築物における手続きの例

改正前				➡	改正後			
	建築確認	構造計算	構造適判			建築確認	構造計算	構造適判
一般的な設計	○	×	×		一般的な設計	○	×	×
高度な構造計算による設計	○	○	○		高度な構造計算による設計	○	○	※

【凡例】

○：必要

×：不要

※：構造適判資格者でない建築主事が審査→○（従来通り構造適判が必要）

構造適判資格者である建築主事が審査→×（構造適判が不要）

■ は変更となる部分

【参考】従来、建築主事は構造適判資格者であることは求められていない

(3) 省エネ基準適合義務の規模の見直し（建築物省エネ法）

中規模以上の非住宅建築物を対象として、省エネ基準適合が義務付けられているが、原則として住宅を含んだ全ての建築物において、省エネ基準適合が義務付けられたため、手数料の新設・改定を行う。

<表3>

省エネ基準適合義務の概要

改正前			➡	改正後		
建物規模	非住宅	住宅		建物規模	非住宅	住宅
大規模 2,000㎡以上	適合義務	届出義務		大規模 2,000㎡以上	適合義務	適合義務
中規模 300㎡以上	適合義務	届出義務		中規模 300㎡以上	適合義務	適合義務
小規模 300㎡未満	説明義務	説明義務		小規模 300㎡未満	適合義務	適合義務

【凡例】

■ は変更となる部分

3 手数料新旧対照表

別紙のとおり

4 今後の予定

令和7年4月1日 施行

第41号議案 東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案					現 行				
別表第2（第2条関係）					別表第2（第2条関係）				
番号	事務	名称	額	徴収時期	番号	事務	名称	額	徴収時期
4 建築の部					4 建築の部				
1	(略)	(略)	確認申請手数料の額は、確認申請1件につき、次の1から4までに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額 （申請に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3に規定する <u>特定構造計算基準若しくは</u> 特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの <u>審査又</u>	(略)	1	(略)	(略)	確認申請手数料の額は、確認申請1件につき、次の1から4までに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額 （申請に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3に規定する <u>特定構造計算基準又は</u> 特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの <u>審査（以下</u>	(略)

		<p>は建築物の計画（同法第20条第1項第4号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下これらを「特定建築基準適合審査」という。）を行う部分が含まれる場合においては当該部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項又は3の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p> <p>イ 30平方メートル以内のもの <u>6,900</u>円</p> <p>ロ 30平方メートルを</p>		<p>「特定建築基準適合審査」という。）を行う部分が含まれる場合においては当該部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項又は3の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p> <p>イ 30平方メートル以内のもの <u>5,600</u>円</p> <p>ロ 30平方メートルを</p>	
--	--	---	--	---	--

			超え、100平方メートル以内のもの <u>1</u> <u>3,000円</u> ハ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>2</u> <u>1,000円</u> ニ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>2</u> <u>5,000円</u> ホ～リ (略) 1～4 (略)	
			超え、100平方メートル以内のもの <u>9,</u> <u>400円</u> ハ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>1</u> <u>4,000円</u> ニ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>1</u> <u>9,000円</u> ホ～リ (略) 1～4 (略)	
(略)				
6	(略)	(略)	(略) イ 30平方メートル以内のもの <u>15,00</u> <u>0円</u> ロ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>1</u> <u>7,000円</u> ハ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>2</u> <u>5,000円</u> ニ 200平方メートルを超え、500平方メ	(略)
6	(略)	(略)	(略) イ 30平方メートル以内のもの <u>11,00</u> <u>0円</u> ロ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>1</u> <u>2,000円</u> ハ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>1</u> <u>6,000円</u> ニ 200平方メートルを超え、500平方メ	(略)

			<p>一ト以内のもの <u>3</u> <u>1,000円</u></p> <p>ホ～リ (略)</p> <p>1及び2 (略)</p>				<p>一ト以内のもの <u>2</u> <u>3,000円</u></p> <p>ホ～リ (略)</p> <p>1及び2 (略)</p>
(略)				(略)			
9	(略)	(略)	<p>イ 30平方メートル以 内のもの <u>12,00</u> <u>0円</u></p> <p>ロ 30平方メートルを 超え、100平方メー トル以内のもの <u>1</u> <u>6,000円</u></p> <p>ハ 100平方メートル を超え、200平方メ ートル以内のもの <u>2</u> <u>3,000円</u></p> <p>ニ 200平方メートル を超え、500平方メ ートル以内のもの <u>2</u> <u>9,000円</u></p> <p>ホ～リ (略)</p> <p>1及び2 (略)</p>			<p>イ 30平方メートル以 内のもの <u>9,900</u> <u>円</u></p> <p>ロ 30平方メートルを 超え、100平方メー トル以内のもの <u>1</u> <u>1,000円</u></p> <p>ハ 100平方メートル を超え、200平方メ ートル以内のもの <u>1</u> <u>5,000円</u></p> <p>ニ 200平方メートル を超え、500平方メ ートル以内のもの <u>2</u> <u>1,000円</u></p> <p>ホ～リ (略)</p> <p>1及び2 (略)</p>	(略)
(略)				(略)			
1 4 の 2	(略)	(略)	<p>計画通知手数料の額は、計 画通知1件につき、次の1 から4までに掲げる区分に 応じて算出した床面積の合</p>	(略)		<p>計画通知手数料の額は、計 画通知1件につき、次の1 から4までに掲げる区分に 応じて算出した床面積の合</p>	(略)

計に応じ、次に掲げる額  
(通知に係る計画に建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査を行う部分が含まれる場合においては当該部分ごとに14の3の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)

イ 30平方メートル以内のもの 6,900

円

ロ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 13,000円

ハ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 21,000円

計に応じ、次に掲げる額  
(通知に係る計画に建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査を行う部分が含まれる場合においては当該部分ごとに14の3の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)

イ 30平方メートル以内のもの 5,600

円

ロ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 9,400円

ハ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 14,000円

			ニ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>2</u> <u>5,000円</u> ホ～リ (略) 1～4 (略)				ニ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>1</u> <u>9,000円</u> ホ～リ (略) 1～4 (略)
(略)				(略)			
1	建築基準法第18条第	(略)	(略)	(略)	1	建築基準法第18条第	(略)
4	21項の規定に基づく	(略)	イ 30平方メートル以内のもの <u>15,00</u>	(略)	4	17項の規定に基づく	(略)
の	建築物に関する工事完		ロ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>1</u>		の	建築物に関する工事完	
8	了(14の11の項に掲げる場合を除く。)の通知に対する審査		ハ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>2</u> <u>5,000円</u>		8	了(14の11の項に掲げる場合を除く。)の通知に対する審査	
			ニ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>3</u> <u>1,000円</u> ホ～リ (略) 1及び2 (略)				ニ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>2</u> <u>3,000円</u> ホ～リ (略) 1及び2 (略)
1	建築基準法第18条第	(略)	(略)	(略)	1	建築基準法第18条第	(略)
4	21項の規定に基づく				4	17項の規定に基づく	
の	昇降機(同法第87条				の	昇降機(同法第87条	



9	の4に規定するものに限る。)又は同法第87条の4において準用する同法第18条第21項の規定に基づく建築設備に関する工事完了(14の12の項に掲げる場合を除く。)の通知に対する審査				9	の4に規定するものに限る。)又は同法第87条の4において準用する同法第18条第17項の規定に基づく建築設備に関する工事完了(14の12の項に掲げる場合を除く。)の通知に対する審査			
140	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第21項の規定に基づく工作物に関する工事完了の通知に対する審査	(略)	(略)	(略)	140	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第17項の規定に基づく工作物に関する工事完了の通知に対する審査	(略)	(略)	(略)
141	建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了(当該通知が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。14の12の項において同じ。)の通知に対する審査	(略)	工事完了通知手数料の額は、工事完了通知1件につき、次の1及び2に掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額(通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について14の9の項又は14の12の項に掲げる額の手数料を加えた額)	(略)	141	建築基準法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する工事完了(当該通知が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。14の12の項において同じ。)の通知に対する審査	(略)	工事完了通知手数料の額は、工事完了通知1件につき、次の1及び2に掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額(通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について14の9の項又は14の12の項に掲げる額の手数料を加えた額)	(略)

			イ 30平方メートル以内のもの <u>12,000円</u> ロ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>16,000円</u> ハ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>23,000円</u> ニ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>29,000円</u> ホ～リ (略) 1及び2 (略)				イ 30平方メートル以内のもの <u>9,900円</u> ロ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>1,000円</u> ハ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>15,000円</u> ニ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>21,000円</u> ホ～リ (略) 1及び2 (略)		
1 4 の 1 2	建築基準法第18条第21項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する工事完了の通知に対する審査	(略)	(略)	(略)	1 4 の 1 2	建築基準法第18条第17項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する工事完了の通知に対する審査	(略)	(略)	(略)
1 4 の 1	建築基準法第18条第29項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了の通知に対	(略)	(略)	(略)	1 4 の 1	建築基準法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了の通知に対	(略)	(略)	(略)

3	する審査				3	する審査			
1	建築基準法第18条第	(略)	(略)	(略)	1	建築基準法第18条第	(略)	(略)	(略)
4	29項の規定に基づく				4	20項の規定に基づく			
の	昇降機（同法第87条				の	昇降機（同法第87条			
1	の4に規定するものに				1	の4に規定するものに			
4	限る。）又は同法第8				4	限る。）又は同法第8			
	7条の4において準用					7条の4において準用			
	する同法第18条第2					する同法第18条第2			
	9項の規定に基づく建					0項の規定に基づく建			
	築設備に関する特定工					築設備に関する特定工			
	程工事終了の通知に対					程工事終了の通知に対			
	する審査					する審査			
1	建築基準法第88条第	(略)	(略)	(略)	1	建築基準法第88条第	(略)	(略)	(略)
4	1項において準用する				4	1項において準用する			
の	同法第18条第29項				の	同法第18条第20項			
1	の規定に基づく工作物				1	の規定に基づく工作物			
5	に関する特定工程工事				5	に関する特定工程工事			
	終了の通知に対する審					終了の通知に対する審			
	査					査			
1	建築基準法第18条第	(略)	(略)	(略)	1	建築基準法第18条第	(略)	(略)	(略)
4	38項第1号又は第2				4	24項第1号又は第2			
の	号（同法第87条の4				の	号（同法第87条の4			
1	又は第88条第1項若				1	又は第88条第1項若			
6	しくは第2項において				6	しくは第2項において			
	準用する場合を含					準用する場合を含			
	む。）の規定に基づく					む。）の規定に基づく			
	仮使用の認定の申請に					仮使用の認定の申請に			
	対する審査					対する審査			

(略)				(略)					
5	(略)	(略)	<u>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について14の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査を行う部分が含まれる場合においては当該部分ごとに14の3の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数を加えた額）の手数を加えた額）（住戸の数が一である複合建築物（住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産</u>	(略)	5	(略)	(略)	<u>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について14の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査を行う部分が含まれる場合においては当該部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数を加えた額）の手数を加えた額）</u>	(略)
5					5				

		<p>業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)</p> <p>第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)</p> <p>と非住宅部分(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。))を含む建築物をいう。以下同じ。))の住宅部分の手数料の額は、1の一又は2の一に掲げる額)</p> <p>1 申請に併せて区長が指定する者(以下「適合性確認機関」という。))が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>一 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。))</p> <p>5,800円</p> <p>二 一以外の建築物</p> <p>(1) 住宅部分</p>				<p>1 申請に併せて区長が指定する者(以下「適合性確認機関」という。))が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>一 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。))</p> <p>4,700円</p> <p>二 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。))</p> <p>(1) 住戸の部分(人</p>
--	--	--	--	--	--	---

			<p>(一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,300円</p> <p>(二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,800円</p> <p>(三) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,800円</p> <p>(四) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 94,</p>			<p>の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。)</p> <p>(一) 建築物の総戸数が1戸のもの 4,700円</p> <p>(二) 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 9,400円</p> <p>(三) 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの 16,000円</p> <p>(四) 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 27,000円</p>
--	--	--	---	--	--	--

			<u>700円</u> (五) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>119,000円</u>				(五) 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの <u>45,000円</u>
			(六) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの <u>148,000円</u>				(六) 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの <u>82,000円</u>
		(削除)					(七) 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの <u>131,000円</u>
		(削除)					(八) 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの <u>170,000円</u>
		(削除)					(九) 建築物の総戸数が301戸以上のもの <u>185,000円</u>
			<u>(2) 非住宅部分</u>				<u>(2) 共用部分(住宅</u>

			<p>(一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,300円</p> <p>(二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 19,500円</p> <p>(三) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,600円</p> <p>(四) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満</p>			<p>の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)</p> <p>(一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,300円</p> <p>(二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 16,000円</p> <p>(三) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円</p> <p>(四) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル</p>
--	--	--	---	--	--	---



			<u>のもの 94,300円</u> <u>(五) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円</u> <u>(六) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円</u> <u>(七) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円</u>				<u>以内のもの 80,000円</u> <u>(五) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円</u> <u>(六) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円</u> <u>(七) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるものの 200,000円</u> <u>(3) 非住宅の部分 (住戸の部分及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。)</u> <u>(一) 当該部分の床</u>
		(削除)					

								<u>面積の合計が30</u> <u>0平方メートル以</u> <u>内のもの 9,3</u> <u>00円</u> <u>(二) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が30</u> <u>0平方メートルを</u> <u>超え、1,000</u> <u>平方メートル以内</u> <u>のもの 16,0</u> <u>00円</u> <u>(三) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が1,</u> <u>000平方メート</u> <u>ルを超え、2,0</u> <u>00平方メートル</u> <u>以内のもの 2</u> <u>6,000円</u> <u>(四) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が2,</u> <u>000平方メート</u> <u>ルを超え、5,0</u> <u>00平方メートル</u> <u>以内のもの 8</u> <u>0,000円</u> <u>(五) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が5,</u> <u>000平方メート</u>
--	--	--	--	--	--	--	--	--

								<u>ルを超え、10、</u> <u>000平方メー</u> <u>トル以内のもの</u> <u>1</u> <u>26,000円</u> <u>(六) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が1</u> <u>0,000平方メ</u> <u>ートルを超え、2</u> <u>5,000平方メ</u> <u>ートル以内のもの</u> <u>160,000</u> <u>円</u> <u>(七) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が2</u> <u>5,000平方メ</u> <u>ートルを超えるも</u> <u>の 200,00</u> <u>0円</u> <u>三 一及び二以外の建築</u> <u>物</u> <u>(1) 建築物の延べ面</u> <u>積が300平方メー</u> <u>トル以内のもの</u> <u>9,300円</u> <u>(2) 建築物の延べ面</u> <u>積が300平方メー</u> <u>トルを超え、1,0</u> <u>00平方メートル以</u>
			(削除)					

								<u>内のもの 16,000円</u> <u>(3) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円</u> <u>(4) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円</u> <u>(5) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円</u> <u>(6) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円</u> <u>(7) 建築物の延べ面積が25,000平</u>
--	--	--	--	--	--	--	--	---

			<p>2 1 以外の場合</p> <p>一 一戸建て住宅</p> <p>(1) 誘導仕様基準  (住宅部分の外壁、  窓等を通しての熱の  損失の防止に関する  誘導基準及び一次エ  ネルギー消費量に関  する誘導基準(令和  4年国土交通省告示  第1106号)をい  う。以下同じ。)によ  る場合</p> <p>(一) 当該住宅の床  面積の合計が20  0平方メートル未  満のもの 20,  700円</p> <p>(二) 当該住宅の床  面積の合計が20  0平方メートル以  上のもの 22,  200円</p> <p>(2) 仕様・計算併用</p>			<p>方メートルを超える  もの 200,00  0円</p> <p>2 1 以外の場合</p> <p>一 一戸建て住宅</p> <p>(1) 誘導仕様基準  (住宅部分の外壁、  窓等を通しての熱の  損失の防止に関する  誘導基準及び一次エ  ネルギー消費量に関  する誘導基準(令和  4年国土交通省告示  第1106号)をい  う。以下同じ。)に  よる場合 21,0  00円</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 誘導仕様基準</p>
--	--	--	--	--	--	---

		<p>法（住宅部分の省令第1条第1項第2号イ(1)の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率（以下「外皮性能」という。）を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）を省令第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を省令第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、56、61及び62の項において同じ。）による場合</p>		<p>以外による場合 3 5,000円</p>	
--	--	--	--	-----------------------------	--

			<p>(一) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 30,100円</p> <p>(二) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,200円</p> <p>(3) 標準計算法(省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項、56、61及び62の項において同じ。)による場合</p> <p>(一) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,200円</p> <p>(二) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,</p>			(新設)	
						(新設)	
						(新設)	

			<p style="text-align: center;"><u>900円</u></p> <p>二 <u>一以外の建築物</u></p> <p>(1) <u>住宅部分</u></p> <p>(一) <u>誘導仕様基準</u> <u>による場合</u></p> <p>イ <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が3</u> <u>00平方メート</u> <u>ル未満のもの</u> <u>38,700円</u></p> <p>ロ <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が3</u> <u>00平方メート</u> <u>ル以上2,00</u> <u>0平方メートル</u> <u>未満のもの 6</u> <u>6,900円</u></p> <p>ハ <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以上</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 120,</u> <u>000円</u></p> <p>ニ <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>5,000平方</u></p>				<p>二 <u>共同住宅等</u></p> <p>(1) <u>住戸の部分</u></p> <p>(一) <u>誘導仕様基準</u> <u>による場合</u></p> <p>イ <u>建築物の総戸</u> <u>数が1戸のもの</u> <u>21,000</u> <u>円</u></p> <p>ロ <u>建築物の総戸</u> <u>数が2戸以上5</u> <u>戸以下のもの</u> <u>39,000円</u></p> <p>ハ <u>建築物の総戸</u> <u>数が6戸以上1</u> <u>0戸以下のもの</u> <u>56,000</u> <u>円</u></p> <p>ニ <u>建築物の総戸</u> <u>数が11戸以上</u> <u>25戸以下のも</u></p>
--	--	--	--	--	--	--	--



			<u>メートル以上の もの 183, 000円</u>				<u>の 80,00 0円</u>
		(削除)					<u>ホ 建築物の総戸 数が26戸以上 50戸以下のも の 120,0 00円</u>
		(削除)					<u>ヘ 建築物の総戸 数が51戸以上 100戸以下の もの 182, 000円</u>
		(削除)					<u>ト 建築物の総戸 数が101戸以 上200戸以下 のもの 26 1,000円</u>
		(削除)					<u>チ 建築物の総戸 数が201戸以 上300戸以下 のもの 34 0,000円</u>
		(削除)					<u>リ 建築物の総戸 数が301戸以 上のもの 39 0,000円</u>
			<u>(二) 仕様・計算併</u>				<u>(二) 誘導仕様基準</u>

			<p>用法による場合</p> <p>イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,800円</p> <p>ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 100,000円</p> <p>ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 175,000円</p> <p>ニ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 256,</p>				<p>以外による場合</p> <p>イ 建築物の総戸数が1戸のもの 35,000円</p> <p>ロ 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 69,000円</p> <p>ハ 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの 97,000円</p> <p>ニ 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 137,000円</p>
--	--	--	---	--	--	--	--

			<u>000円</u> ホ 当該部分の床 面積の合計が1 <u>0,000平方</u> <u>メートル以上2</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 304,</u> <u>000円</u>				ホ 建築物の総戸 数が26戸以上 <u>50戸以下のも</u> <u>の 197,0</u> <u>00円</u>
		(削除)	ヘ 当該部分の床 面積の合計が2 <u>5,000平方</u> <u>メートル以上の</u> <u>もの 354,</u> <u>000円</u>				ヘ 建築物の総戸 数が51戸以上 <u>100戸以下の</u> <u>もの 283,</u> <u>000円</u>
		(削除)					ト 建築物の総戸 数が101戸以 <u>上200戸以下</u> <u>のもの 38</u> <u>5,000円</u>
		(削除)					チ 建築物の総戸 数が201戸以 <u>上300戸以下</u> <u>のもの 50</u> <u>8,000円</u>
		(削除)					リ 建築物の総戸 数が301戸以 <u>上のもの 60</u>

			<p>(三) 標準計算法による場合</p> <p>イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 135,000円</p> <p>ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 229,000円</p> <p>ニ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方</p>			<p>(新設)</p> <p>0,000円</p>	
--	--	--	--	--	--	---------------------------	--











			<u>34,000円</u> ハ 当該部分の床面積の合計が <u>1,000平方メートル以上</u> <u>2,000平方メートル未満のもの</u> 431,000円			(新設)	
			ニ 当該部分の床面積の合計が <u>2,000平方メートル以上</u> <u>5,000平方メートル未満のもの</u> 615,000円			(新設)	
			ホ 当該部分の床面積の合計が <u>5,000平方メートル以上</u> <u>10,000平方メートル未満のもの</u> 758,000円			(新設)	
			ヘ 当該部分の床面積の合計が <u>10,000平方</u>			(新設)	



			(削除)					ルを超え、10,000平方メートル以内のもの 359,000円
			(削除)					(六) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 429,000円
			(削除)					(七) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるものの 500,000円
			(削除)					(3) 非住宅の部分
								(一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 242,000円
								(二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000

								<u>平方メートル以内</u> <u>のもの 300,</u> <u>000円</u> (三) <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が1,</u> <u>000平方メー</u> <u>トルを超え、2,0</u> <u>00平方メート</u> <u>ル以内のもの 38</u> <u>4,000円</u> (四) <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が2,</u> <u>000平方メー</u> <u>トルを超え、5,0</u> <u>00平方メート</u> <u>ル以内のもの 54</u> <u>6,000円</u> (五) <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が5,</u> <u>000平方メー</u> <u>トルを超え、10,</u> <u>000平方メー</u> <u>トル以内のもの 6</u> <u>70,000円</u> (六) <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が1</u> <u>0,000平方メ</u> <u>ートルを超え、2</u>
--	--	--	--	--	--	--	--	--

								<u>5,000平方メ</u> <u>ートル以内のもの</u> <u>789,000</u> <u>円</u> <u>(七) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が2</u> <u>5,000平方メ</u> <u>ートルを超えるも</u> <u>の 900,00</u> <u>0円</u> <u>三 一及び二以外の建築</u> <u>物</u> <u>(1) 建築物の延べ面</u> <u>積が300平方メー</u> <u>トル以内のもの 2</u> <u>42,000円</u> <u>(2) 建築物の延べ面</u> <u>積が300平方メー</u> <u>トルを超え、1,0</u> <u>00平方メートル以</u> <u>内のもの 300,</u> <u>000円</u> <u>(3) 建築物の延べ面</u> <u>積が1,000平方</u> <u>メートルを超え、</u> <u>2,000平方メー</u> <u>トル以内のもの 3</u> <u>84,000円</u>
--	--	--	--	--	--	--	--	---

(削除)

							<p>(4) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 546,000円</p> <p>(5) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 670,000円</p> <p>(6) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円</p> <p>(7) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 900,000円</p>	
5 6	(略)	(略)	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第55条</p>	(略)	5 6	(略)	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第55条</p>	(略)

		<p>第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合には、一の建築物について14の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査を行う部分が含まれる場合においては当該部分ごとに14の3の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）（住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、1の一又は2の一に掲げる額）</p> <p>1 申請に併せて適合性確認機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された</p>			<p>第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合には、一の建築物について14の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査を行う部分が含まれる場合においては当該部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p> <p>1 申請に併せて適合性確認機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された</p>
--	--	--	--	--	---

		<p>場合</p> <p>一 一戸建て住宅 4, 100円</p> <p>二 一以外の建築物</p> <p>(1) 住宅部分</p> <p>(一) 当該部分の床 面積の合計が30 0平方メートル未 満のもの 8,0 00円</p> <p>(二) 当該部分の床 面積の合計が30 0平方メートル以 上2,000平方 メートル未満のも の 16,700 円</p> <p>(三) 当該部分の床 面積の合計が2, 000平方メート ル以上5,000 平方メートル未満 のもの 37,0 00円</p> <p>(四) 当該部分の床 面積の合計が5, 000平方メート ル以上10,00</p>			<p>場合</p> <p>一 一戸建て住宅 3, 300円</p> <p>二 共同住宅等</p> <p>(1) 住戸の部分</p> <p>(一) 建築物の総戸 数が1戸のもの 3,300円</p> <p>(二) 建築物の総戸 数が2戸以上5戸 以下のもの 6, 600円</p> <p>(三) 建築物の総戸 数が6戸以上10 戸以下のもの 1 1,000円</p> <p>(四) 建築物の総戸 数が11戸以上2 5戸以下のもの 19,000円</p>
--	--	--	--	--	---



			<u>0平方メートル未</u> <u>満のもの 66,</u> <u>500円</u> <u>(五) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が1</u> <u>0,000平方メ</u> <u>ートル以上25,</u> <u>000平方メー</u> <u>トル未満のもの 8</u> <u>3,500円</u> <u>(六) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が2</u> <u>5,000平方メ</u> <u>ートル以上のもの</u> <u>103,000</u> <u>円</u>					<u>(五) 建築物の総戸</u> <u>数が26戸以上5</u> <u>0戸以下のもの</u> <u>32,000円</u>  <u>(六) 建築物の総戸</u> <u>数が51戸以上1</u> <u>00戸以下のもの</u> <u>58,000円</u>  <u>(七) 建築物の総戸</u> <u>数が101戸以上</u> <u>200戸以下のも</u> <u>の 93,000</u> <u>円</u> <u>(八) 建築物の総戸</u> <u>数が201戸以上</u> <u>300戸以下のも</u> <u>の 122,00</u> <u>0円</u> <u>(九) 建築物の総戸</u> <u>数が301戸以上</u>
		(削除)						
		(削除)						
		(削除)						

			<p>(2) 非住宅部分</p> <p>(一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円</p> <p>(二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円</p> <p>(三) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円</p> <p>(四) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,1</p>			<p>のもの 134,000円</p> <p>(2) 共用部分</p> <p>(一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 6,500円</p> <p>(二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>(三) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円</p> <p>(四) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,00</p>
--	--	--	---	--	--	---

		<p><u>00円</u></p> <p>(五) <u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> <u>104,000円</u></p> <p>(六) <u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>132,000円</u></p> <p>(七) <u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u> <u>165,000円</u></p> <p>(削除)</p>				<p><u>0円</u></p> <p>(五) <u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</u> <u>88,000円</u></p> <p>(六) <u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u> <u>112,000円</u></p> <p>(七) <u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</u> <u>140,000円</u></p> <p>(3) <u>非住宅の部分</u></p> <p>(一) <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u> <u>6,500円</u></p> <p>(二) <u>当該部分の床</u></p>
--	--	--	--	--	--	--

								<p><u>面積の合計が30</u> <u>0平方メートルを</u> <u>超え、1,000</u> <u>平方メートル以内</u> <u>のもの 11,0</u> <u>00円</u></p> <p><u>(三) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が1,</u> <u>000平方メー</u> <u>ルを超え、2,0</u> <u>00平方メートル</u> <u>以内のもの 1</u> <u>8,000円</u></p> <p><u>(四) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が2,</u> <u>000平方メー</u> <u>ルを超え、5,0</u> <u>00平方メートル</u> <u>以内のもの 5</u> <u>6,000円</u></p> <p><u>(五) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が5,</u> <u>000平方メー</u> <u>ルを超え、10,</u> <u>000平方メー</u> <u>ル以内のもの 8</u> <u>8,000円</u></p> <p><u>(六) 当該部分の床</u></p>
--	--	--	--	--	--	--	--	---

								<u>面積の合計が1</u> <u>0,000平方メ</u> <u>ートルを超え、2</u> <u>5,000平方メ</u> <u>ートル以内のもの</u> <u>112,000</u> <u>円</u> (七) <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が2</u> <u>5,000平方メ</u> <u>ートルを超えるも</u> <u>の140,00</u> <u>0円</u> 三 <u>一及び二以外の建築</u> <u>物</u> (1) <u>建築物の延べ面</u> <u>積が300平方メー</u> <u>トル以内のもの</u> <u>6,500円</u> (2) <u>建築物の延べ面</u> <u>積が300平方メー</u> <u>トルを超え、1,0</u> <u>00平方メートル以</u> <u>内のもの11,0</u> <u>00円</u> (3) <u>建築物の延べ面</u> <u>積が1,000平方</u> <u>メートルを超え、</u>
--	--	--	--	--	--	--	--	---

(削除)

								<u>2,000平方メートル以内のもの 1</u> <u>8,000円</u> (4) <u>建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、</u> <u>5,000平方メートル以内のもの 5</u> <u>6,000円</u> (5) <u>建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、1</u> <u>0,000平方メートル以内のもの 8</u> <u>8,000円</u> (6) <u>建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、</u> <u>25,000平方メートル以内のもの</u> <u>112,000円</u> (7) <u>建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 140,00</u> <u>0円</u>
			<u>2 1以外の場合</u> <u>一 一戸建て住宅</u>				<u>2 1以外の場合</u> <u>一 一戸建て住宅</u>	

		<p><u>(1) 誘導仕様基準による場合</u></p> <p><u>(一) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,300円</u></p> <p><u>(二) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 15,100円</u></p> <p><u>(2) 仕様・計算併用法による場合</u></p> <p><u>(一) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 21,100円</u></p> <p><u>(二) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 23,300円</u></p> <p><u>(3) 標準計算法による場合</u></p> <p><u>(一) 当該住宅の床</u></p>			<p><u>(1) 誘導仕様基準による場合 15,000円</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) 誘導仕様基準以外による場合 18,000円</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--	---	--	--	---

			<u>面積の合計が20</u> <u>0平方メートル未</u> <u>満のもの 28,</u> <u>300円</u> <u>(二) 当該住宅の床</u> <u>面積の合計が20</u> <u>0平方メートル以</u> <u>上のもの 31,</u> <u>500円</u> <u>二 一以外の建築物</u> <u>(1) 住宅部分</u> <u>(一) 誘導仕様基準</u> <u>による場合</u> <u>イ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が3</u> <u>00平方メート</u> <u>ル未満のもの</u> <u>26,800円</u> <u>ロ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が3</u> <u>00平方メート</u> <u>ル以上2,00</u> <u>0平方メートル</u> <u>未満のもの 4</u> <u>6,500円</u> <u>ハ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>2,000平方</u>					<u>二 共同住宅等</u> <u>(1) 住戸の部分</u> <u>(一) 誘導仕様基準</u> <u>による場合</u> <u>イ 建築物の総戸</u> <u>数が1戸のもの</u> <u>15,000</u> <u>円</u> <u>ロ 建築物の総戸</u> <u>数が2戸以上5</u> <u>戸以下のもの</u> <u>27,000円</u> <u>ハ 建築物の総戸</u> <u>数が6戸以上1</u> <u>0戸以下のもの</u>
--	--	--	---	--	--	--	--	--



			<u>メートル以上</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 84,8</u> <u>00円</u>				<u>40,000</u> <u>円</u>
		(削除)	<u>ニ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以上の</u> <u>もの 127,</u> <u>000円</u>				<u>ニ 建築物の総戸</u> <u>数が11戸以上</u> <u>25戸以下のも</u> <u>の 56,00</u> <u>0円</u>
		(削除)					<u>ホ 建築物の総戸</u> <u>数が26戸以上</u> <u>50戸以下のも</u> <u>の 85,00</u> <u>0円</u>
		(削除)					<u>ヘ 建築物の総戸</u> <u>数が51戸以上</u> <u>100戸以下の</u> <u>もの 128,</u> <u>000円</u>
		(削除)					<u>ト 建築物の総戸</u> <u>数が101戸以</u> <u>上200戸以下</u> <u>のもの 18</u> <u>4,000円</u>
		(削除)					<u>チ 建築物の総戸</u> <u>数が201戸以</u>



			<u>000円</u> <u>ニ 当該部分の床面積の合計が</u> <u>5,000平方メートル以上1</u> <u>0,000平方メートル未満の</u> <u>もの 179,</u> <u>000円</u> <u>ホ 当該部分の床面積の合計が1</u> <u>0,000平方メートル以上2</u> <u>5,000平方メートル未満の</u> <u>もの 213,</u> <u>000円</u> <u>ヘ 当該部分の床面積の合計が2</u> <u>5,000平方メートル以上の</u> <u>もの 248,</u> <u>000円</u> (削除)				<u>ニ 建築物の総戸数が11戸以上</u> <u>25戸以下のもの 74,00</u> <u>0円</u>  <u>ホ 建築物の総戸数が26戸以上</u> <u>50戸以下のもの 108,0</u> <u>00円</u>  <u>ヘ 建築物の総戸数が51戸以上</u> <u>100戸以下のもの 159,</u> <u>000円</u>  <u>ト 建築物の総戸数が101戸以上</u> <u>200戸以下のもの 22</u> <u>1,000円</u>
--	--	--	--	--	--	--	--



			<u>メートル未満の</u> <u>もの 161,</u> <u>000円</u> <u>ニ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以上1</u> <u>0,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 231,</u> <u>000円</u> <u>ホ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が1</u> <u>0,000平方</u> <u>メートル以上2</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 273,</u> <u>000円</u> <u>ヘ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が2</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以上の</u> <u>もの 314,</u> <u>000円</u>							
			<u>(2) 非住宅部分</u> <u>(一) モデル建物法</u> <u>による場合</u>							<u>(2) 共用部分</u> <u>(一) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が30</u>

								<u>0平方メートル以 内のもの 57, 000円</u>
			イ <u>当該部分の床 面積の合計が3 00平方メート ル未満のもの 71,600円</u>					(新設)
			ロ <u>当該部分の床 面積の合計が3 00平方メート ル以上1,00 0平方メートル 未満のもの 9 1,100円</u>					(新設)
			ハ <u>当該部分の床 面積の合計が 1,000平方 メートル以上 2,000平方 メートル未満の もの 119, 000円</u>					(新設)
			ニ <u>当該部分の床 面積の合計が 2,000平方 メートル以上 5,000平方</u>					(新設)









			(削除)					面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 96,000円
			(削除)					(四) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 156,000円
			(削除)					(五) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 205,000円
			(削除)					(六) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 247,000円



							<u>000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</u> 290,000円 (五) <u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</u> 361,000円 (六) <u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u> 427,000円 (七) <u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</u> 491,000円 <u>三 一及び二以外の建築物</u>
			(削除)				

								<p>(1) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 1 23,000円</p> <p>(2) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 154,000円</p> <p>(3) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,000円</p> <p>(4) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 290,000円</p> <p>(5) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 361,000円</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	---

							<p>(6) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 427,000円</p> <p>(7) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 491,000円</p>	
(略)					(略)			
5	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合の審査（特定建築行為が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）</p>	<p>仕様基準又は誘導仕様基準 審査手数料</p>	<p>仕様基準又は誘導仕様基準 審査手数料の額（建築基準法第6条第4項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は同法第18条第3項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査と併せて行う仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準の審査に係る</p>	<p>確認申請又は計画通知のとき。</p>	(新設)			

		<p>ものをいう。)は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額</p> <p>1 一戸建て住宅</p> <p>一 当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの 2,500円</p> <p>二 当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 4,700円</p> <p>三 当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 7,800円</p> <p>四 当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 9,400円</p> <p>2 一戸建て住宅以外の住宅</p> <p>一 当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの 4,300円</p>	
--	--	---	--

		<p>二 当該住宅の床面積の 合計が30平方メー トルを超え100平方メ ートル以内のもの 8,200円</p> <p>三 当該住宅の床面積の 合計が100平方メー トルを超え200平方 メートル以内のもの 13,300円</p> <p>四 当該住宅の床面積の 合計が200平方メー トルを超え500平方 メートル以内のもの 15,900円</p> <p>五 当該住宅の床面積の 合計が500平方メー トルを超え1,000 平方メートル以内のも の 22,300円</p> <p>六 当該住宅の床面積の 合計が1,000平方 メートルを超え2,0 00平方メートル以内 のもの 31,300 円</p> <p>七 当該住宅の床面積の 合計が2,000平方</p>	
--	--	---	--



			<p>メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 50,100円</p> <p>ハ 当該住宅の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 68,900円</p>	
59	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。） 第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</p>	(略)	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（複合建築物の共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。）は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。また、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつ</p>	(略)
58	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。） 第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</p>	(略)	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（複合建築物（住宅部分（法第11条第1項の住宅部分をいう。以下同じ。）と非住宅部分（法第11条第1項の非住宅部分をいう。以下同じ。）とを含む建築物をいう。以下同じ。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱い、法第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（法附則</p>	(略)

		<p>て、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物については、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額。以下60及び63の項において同じ。) (非住宅部分の一部に工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。)の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額。以下60及び63の項において同じ。) (一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合(仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。)の手数料の額は、住戸部分及び共</p>		<p>第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。)を行う場合は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。また、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物については、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。以下59及び63の項において同じ。) (法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。)について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認</p>
--	--	---	--	--

		<p>用部分の床面積の合計により算出した額。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。以下60及び63の項において同じ。) (一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合 (仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。) の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額。以下60及び63の項において同じ。) (住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、1の一又は2の一に掲げる額) (複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の手数料の額は、工場等のみの場合とみなして算出した額) (法第29条第3項各号に掲げる事項が記載され</p>		<p>定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、次の1に掲げる区分に応じて、次に掲げる額とする。) (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。) 第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、標準入力法等 (実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。以下この項、59、62及び63の項において同じ。) による場合とみなし</p>
--	--	---	--	--

		<p>ている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、次の1に掲げる区分に応じて、次に掲げる額）（省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における手数料の額は、標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。以下この項、60及び63の項において同じ。）による場合とみなして算出した額）</p>				<p>て算出した額とする。)</p>
--	--	--	--	--	--	--------------------

	<p>1 計画提出又は計画通知に併せて法第10条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</p> <p>一 一戸建て住宅 5,800円</p> <p>二 一以外の建築物</p> <p>(1) 住宅部分</p> <p>(一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,300円</p> <p>(二) 当該部分の床</p>		<p>1 非住宅部分の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下59及び63の項において同じ。）のみの場合</p> <p>一 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,700円</p> <p>二 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円</p> <p>(新設)</p>
--	--	--	--

			<p><u>面積の合計が30</u> <u>0平方メートル以</u> <u>上2,000平方</u> <u>メートル未満のも</u> <u>の 23,800</u> <u>円</u></p> <p><u>(三) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が2,</u> <u>000平方メート</u> <u>ル以上5,000</u> <u>平方メートル未</u> <u>満のもの 52,8</u> <u>00円</u></p> <p><u>(四) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が5,</u> <u>000平方メート</u> <u>ル以上10,00</u> <u>0平方メートル未</u> <u>満のもの 94,</u> <u>700円</u></p> <p><u>(五) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が1</u> <u>0,000平方メ</u> <u>ートル以上25,</u> <u>000平方メート</u> <u>ル未満のもの 1</u> <u>19,000円</u></p> <p><u>(六) 当該部分の床</u></p>				
--	--	--	--	--	--	--	--

			<p>面積の合計が2 5,000平方メ ートル以上のもの 148,000円</p> <p>(2) 非住宅部分</p> <p>(一) 当該部分の床 面積の合計が30 0平方メートル未 満のもの 11, 300円</p> <p>(二) 当該部分の床 面積の合計が30 0平方メートル以 上1,000平方 メートル未満のも の 19,500 円</p> <p>(三) 当該部分の床 面積の合計が1, 000平方メート ル以上2,000 平方メートル未満 のもの 31,6 00円</p> <p>(四) 当該部分の床 面積の合計が2, 000平方メート ル以上5,000</p>			(新設)	
--	--	--	---	--	--	------	--





								<p>合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円</p> <p>五 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円</p> <p>六 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 201,000円</p> <p>2 1以外の非住宅部分（非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の場合を含む。以下59及び63の項において同じ。）の場合</p> <p>一 モデル建物法（省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて</p>
		(削除)						
		(削除)						
		<u>2 1以外の場合</u>						
		<u>一 一戸建て住宅</u>						

			<p><u>(1) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合</u></p> <p><u>(一) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,700円</u></p> <p><u>(二) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,200円</u></p> <p><u>(2) 仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を省令第1条</u></p>			<p><u>評価する方法をいう。以下59、62及び63の項において同じ。）による場合</u></p> <p><u>(1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,700円</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円</u></p>
--	--	--	---	--	--	--



		<p>(3) 標準計算法（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)により評価する方法又は省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項、60及び63の項において同じ。）による場合</p> <p>(一) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,200円</p> <p>(二) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のも 44,900円</p> <p>(削除)</p>				<p>(3) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 309,000円</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

		<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>二 一以外の建築物</u></p> <p><u>(1) 住宅部分</u></p> <p><u>(一) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合</u></p> <p><u>イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> <u>38,700円</u></p> <p><u>ロ 当該部分の床</u></p>				<p><u>(5) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>371,000円</u></p> <p><u>(6) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u> <u>435,000円</u></p> <p><u>二 標準入力法等による場合</u></p> <p><u>(1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>284,400円</u></p> <p>(新設)</p>
--	--	---	--	--	--	---



			<p>面積の合計が3 00平方メー トル以上2,00 0平方メー トル未満のもの 1 00,000円</p> <p>ハ 当該部分の床 面積の合計が 2,000平方 メートル以上 5,000平方 メートル未満の もの 175, 000円</p> <p>ニ 当該部分の床 面積の合計が 5,000平方 メートル以上1 0,000平方 メートル未満の もの 256, 000円</p> <p>ホ 当該部分の床 面積の合計が1 0,000平方 メートル以上2 5,000平方 メートル未満の</p>				
--	--	--	---	--	--	--	--









			<p>(五) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円</p> <p>(六) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円</p> <p>(七) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円</p> <p>(3) (2)以外の非住宅部分の場合</p> <p>(一) モデル建物法 (一次エネルギー消費量の算出に用</p>			<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円</p> <p>(新設)</p>	
--	--	--	---	--	--	---	--

			<p>いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。以下60及び63の項において同じ。)による場合</p> <p>イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円</p> <p>ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 129,000円</p> <p>ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 171,000円</p> <p>ニ 当該部分の床</p>				
--	--	--	--	--	--	--	--

			<p>面積の合計が 2,000平方 メートル以上 5,000平方 メートル未満の もの 276, 000円</p> <p>ホ 当該部分の床 面積の合計が 5,000平方 メートル以上1 0,000平方 メートル未満の もの 361, 000円</p> <p>ヘ 当該部分の床 面積の合計が1 0,000平方 メートル以上2 5,000平方 メートル未満の もの 434, 000円</p> <p>ト 当該部分の床 面積の合計が2 5,000平方 メートル以上の もの 509,</p>				
--	--	--	--	--	--	--	--





			(削除)				<u>0平方メートル以上</u> <u>10,000平方メ</u> <u>ートル未満のもの</u> <u>646,000円</u> (5) <u>当該部分の床面</u> <u>積の合計が10,0</u> <u>00平方メートル以</u> <u>上25,000平方</u> <u>メートル未満のもの</u> <u>763,000円</u> (6) <u>当該部分の床面</u> <u>積の合計が25,0</u> <u>00平方メートル以</u> <u>上のもの 871,</u> <u>000円</u>		
<u>60</u>	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。） <u>第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</u>	(略)	<u>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当</u>	(略)	<u>59</u>	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。） <u>第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</u>	(略)	<u>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額</u> (法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及	(略)



		<p>該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、次の1に掲げる区分に応じて、次に掲げる額)</p> <p>(住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、1の一又は2の一に掲げる額) (複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の手数料の額は、工場等のみの場合とみなして算出した額) (省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額)</p>			<p>び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、次の1に掲げる区分に応じて、次に掲げる額とする。) (省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。)</p>	
--	--	--	--	--	---	--

	<p>1 <u>変更計画提出又は変更計画通知に併せて法第10条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</u></p> <p>一 <u>一戸建て住宅 4,100円</u></p> <p>二 <u>一以外の建築物</u></p> <p>(1) <u>住宅部分</u></p> <p>    (一) <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円</u></p> <p>    (二) <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 16,700</u></p>		<p>1 <u>非住宅部分の用途が工場等のみの場合</u></p> <p>一 <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 11,800円</u></p> <p>二 <u>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円</u></p> <p>(新設)</p>
--	---	--	---

			<p>円</p> <p>(三) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 37,000円</p> <p>(四) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 66,500円</p> <p>(五) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 83,500円</p> <p>(六) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 103,000円</p> <p>円</p>				
--	--	--	---	--	--	--	--

			<p>(2) 非住宅部分</p> <p>(一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円</p> <p>(二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円</p> <p>(三) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円</p> <p>(四) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,100円</p> <p>(五) 当該部分の床</p>			(新設)	
--	--	--	--	--	--	------	--





		<p><u>上のもの 15,100円</u></p> <p><u>(2) 仕様・計算併用法による場合</u></p> <p><u>(一) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 21,100円</u></p> <p><u>(二) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 23,300円</u></p> <p><u>(3) 標準計算法による場合</u></p> <p><u>(一) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 28,</u></p>				<p><u>(2) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円</u></p> <p>(新設)</p>
--	--	--	--	--	--	---





			<p>(一) <u>仕様基準又は誘導仕様基準による場合</u></p> <p><u>イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> 26,800円</p> <p><u>ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 46,500円</p> <p><u>ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 84,800円</p> <p><u>ニ 当該部分の床面積の合計が</u></p>			<p><u>000平方メートル未満のもの</u> 19,200円</p> <p>(新設)</p>	
--	--	--	---	--	--	--	--

			<u>5,000平方</u> <u>メートル以上の</u> <u>もの 127,</u> <u>000円</u> (二) <u>仕様・計算併</u> <u>用法による場合</u> イ <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が3</u> <u>00平方メート</u> <u>ル未満のもの</u> <u>42,000円</u> ロ <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が3</u> <u>00平方メート</u> <u>ル以上2,00</u> <u>0平方メートル</u> <u>未満のもの 7</u> <u>0,500円</u> ハ <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以上</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 122,</u> <u>000円</u> ニ <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u>						(新設)
--	--	--	--	--	--	--	--	--	------



			<p>面積の合計が3 00平方メー トル以上2,00 0平方メー トル未満のもの 9 4,600円</p> <p>ハ 当該部分の床 面積の合計が 2,000平方 メートル以上 5,000平方 メートル未満の もの 161, 000円</p> <p>ニ 当該部分の床 面積の合計が 5,000平方 メートル以上1 0,000平方 メートル未満の もの 231, 000円</p> <p>ホ 当該部分の床 面積の合計が1 0,000平方 メートル以上2 5,000平方 メートル未満の</p>				
--	--	--	--	--	--	--	--



			<u>000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>				
			<u>22,200円</u> <u>(四) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>			(新設)	
			<u>66,100円</u> <u>(五) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>			(新設)	
			<u>104,000円</u> <u>(六) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>			(新設)	
			<u>132,000円</u> <u>(七) 当該部分の床面積の合計が2</u>			(新設)	

			<p>5,000平方メートル以上のもの</p> <p>165,000円</p> <p>(3) (2)以外の非住宅部分の場合</p> <p>(一) モデル建物法による場合</p> <p>イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 71,600円</p> <p>ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 91,100円</p> <p>ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上</p>				<p>(3) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円</p> <p>(新設)</p>
--	--	--	--	--	--	--	---

			<u>2,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 119,</u> <u>000円</u> ニ 当該部分の床 面積の合計が <u>2,000平方</u> <u>メートル以上</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 193,</u> <u>000円</u> ホ 当該部分の床 面積の合計が <u>5,000平方</u> <u>メートル以上1</u> <u>0,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 253,</u> <u>000円</u> へ 当該部分の床 面積の合計が1 <u>0,000平方</u> <u>メートル以上2</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 304,</u> <u>000円</u>				
--	--	--	--	--	--	--	--





			<u>000円</u> ニ 当該部分の床 面積の合計が <u>2,000平方</u> <u>メートル以上</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 430,</u> <u>000円</u> ホ 当該部分の床 面積の合計が <u>5,000平方</u> <u>メートル以上1</u> <u>0,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 531,</u> <u>000円</u> ハ 当該部分の床 面積の合計が1 <u>0,000平方</u> <u>メートル以上2</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 627,</u> <u>000円</u> ト 当該部分の床 面積の合計が2 <u>5,000平方</u>				
--	--	--	---	--	--	--	--

			メートル以上の もの 715, 000円						
			(削除)						
			(削除)						
			(削除)						
6 1	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。） 第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する	(略)	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1	(略)	6 0	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。） 第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する	(略)	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1	(略)

<p>審査</p>	<p>4の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに14の3の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数を加えた額）に相当する額を加えた額（法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額）（一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合（誘導仕様基準以外による場合に限る。）の手数料の額は、住戸部分及び共用部分の床面積の合計により</p>	<p>審査</p>	<p>4の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数を加えた額）に相当する額を加えた額（法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。）（共同住宅の申請の場合（誘導仕様基準以外による場合に限る。）の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分</p>
-----------	---	-----------	--

		<p>算出した額。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。以下この項及び62の項において同じ。) (一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合 (誘導仕様基準による場合に限る。) の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額。以下この項及び62の項において同じ。) (住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、1の一又は2の一に掲げる額) (省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価でき</p>		<p>を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。) (共同住宅の申請の場合 (誘導仕様基準による場合に限る。) の手数料の額は、共用部分の額を加算しない。) (省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、標準入力法等 (実際の設計仕様の条件を基に算定</p>
--	--	--	--	--

		<p>る方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額)</p> <p>1 申請に併せて法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</p> <p>一 一戸建て住宅 5,800円</p> <p>二 一以外の建築物</p> <p>(1) 住宅部分</p> <p>(一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,300円</p> <p>(二) 当該部分の床</p>		<p>した一次エネルギー消費量及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)を用いて評価する方法をいう。以下この項及び61の項において同じ。)による場合とみなして算出した額とする。)</p> <p>1 申請に併せて法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</p> <p>一 一戸建て住宅 5,100円</p> <p>二 一以外の建築物</p> <p>(1) 住宅部分</p> <p>(一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円</p> <p>(二) 当該部分の床</p>
--	--	---	--	--

		<p><u>面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,800円</u></p> <p><u>(三) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,800円</u></p> <p><u>(四) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 94,700円</u></p> <p><u>(五) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 119,000円</u></p> <p><u>(六) 当該部分の床</u></p>			<p><u>面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円</u></p> <p><u>(三) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円</u></p> <p><u>(四) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 81,000円</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--	--	--	--	--

		<p><u>面積の合計が2</u> <u>5,000平方メ</u> <u>ートル以上のもの</u> <u>148,000円</u></p> <p><u>(2) 非住宅部分</u></p> <p><u>(一) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が30</u> <u>0平方メートル未</u> <u>満のもの 11,</u> <u>300円</u></p> <p><u>(二) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が30</u> <u>0平方メートル以</u> <u>上1,000平方</u> <u>メートル未満のも</u> <u>の 19,500</u> <u>円</u></p> <p><u>(三) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が1,</u> <u>000平方メート</u> <u>ル以上2,000</u> <u>平方メートル未満</u> <u>のもの 31,6</u> <u>00円</u></p> <p><u>(四) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が2,</u> <u>000平方メート</u> <u>ル以上5,000</u></p>				<p><u>(2) 非住宅部分</u></p> <p><u>(一) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が30</u> <u>0平方メートル未</u> <u>満のもの 9,7</u> <u>00円</u></p> <p><u>(二) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が30</u> <u>0平方メートル以</u> <u>上1,000平方</u> <u>メートル未満のも</u> <u>の 16,700</u> <u>円</u></p> <p><u>(三) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が1,</u> <u>000平方メート</u> <u>ル以上2,000</u> <u>平方メートル未満</u> <u>のもの 27,1</u> <u>00円</u></p> <p><u>(四) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が2,</u> <u>000平方メート</u> <u>ル以上5,000</u></p>
--	--	---	--	--	--	--



		<p><u>平方メートル未満のもの 94,300円</u></p> <p><u>(五) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円</u></p> <p><u>(六) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円</u></p> <p><u>(七) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円</u></p> <p><u>2 1 以外の場合</u></p> <p><u>一 一戸建て住宅</u></p> <p><u>(1) 誘導仕様基準による場合</u></p> <p><u>(一) 当該住宅の床面積の合計が20</u></p>			<p><u>平方メートル未満のもの 80,400円</u></p> <p><u>(五) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円</u></p> <p><u>(六) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円</u></p> <p><u>(七) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 201,000円</u></p> <p><u>2 1 以外の場合</u></p> <p><u>一 一戸建て住宅</u></p> <p><u>(1) 誘導仕様基準による場合</u></p> <p><u>(一) 当該住宅の床面積の合計が20</u></p>
--	--	---	--	--	---

		<p><u>0平方メートル未</u> <u>満のもの 20,</u> <u>700円</u></p> <p><u>(二) 当該住宅の床</u> <u>面積の合計が20</u> <u>0平方メートル以</u> <u>上のもの 22,</u> <u>200円</u></p> <p><u>(2) 仕様・計算併用</u> <u>法による場合</u></p> <p><u>(一) 当該住宅の床</u> <u>面積の合計が20</u> <u>0平方メートル未</u> <u>満のもの 30,</u> <u>100円</u></p> <p><u>(二) 当該住宅の床</u> <u>面積の合計が20</u> <u>0平方メートル以</u> <u>上のもの 33,</u> <u>200円</u></p> <p><u>(3) 標準計算法によ</u> <u>る場合</u></p> <p><u>(一) 当該住宅の床</u> <u>面積の合計が20</u> <u>0平方メートル未</u> <u>満のもの 40,</u> <u>200円</u></p> <p><u>(二) 当該住宅の床</u></p>			<p><u>0平方メートル未</u> <u>満のもの 20,</u> <u>000円</u></p> <p><u>(二) 当該住宅の床</u> <u>面積の合計が20</u> <u>0平方メートル以</u> <u>上のもの 22,</u> <u>000円</u></p> <p><u>(2) 誘導仕様基準以</u> <u>外による場合</u></p> <p><u>(一) 当該住宅の床</u> <u>面積の合計が20</u> <u>0平方メートル未</u> <u>満のもの 34,</u> <u>400円</u></p> <p><u>(二) 当該住宅の床</u> <u>面積の合計が20</u> <u>0平方メートル以</u> <u>上のもの 38,</u> <u>400円</u></p> <p>(新設)</p>
--	--	--	--	--	---

		<p>面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,900円</p> <p>二 一以外の建築物</p> <p>(1) 住宅部分</p> <p>(一) 誘導仕様基準による場合</p> <p>イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,700円</p> <p>ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,900円</p> <p>ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 120,000円</p>				<p>二 一以外の建築物</p> <p>(1) 住宅部分</p> <p>(一) 誘導仕様基準による場合</p> <p>イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円</p> <p>ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,000円</p> <p>ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 118,000円</p>
--	--	--	--	--	--	--

			<p>ニ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 183,000円</p> <p>(二) 仕様・計算併用法による場合</p> <p>イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,800円</p> <p>ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 100,000円</p> <p>ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 175,000円</p>				<p>ニ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 179,000円</p> <p>(二) 誘導仕様基準以外による場合</p> <p>イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,100円</p> <p>ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 116,000円</p> <p>ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円</p>
--	--	--	---	--	--	--	---

			<p>ニ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 256,000円</p> <p>ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 304,000円</p> <p>ヘ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 354,000円</p> <p>(三) 標準計算法による場合</p> <p>イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>			<p>ニ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 281,000円</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--	--	--	--	--	--

			<u>81,000円</u> <u>ロ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が3</u> <u>00平方メート</u> <u>ル以上2,00</u> <u>0平方メートル</u> <u>未満のもの 1</u> <u>35,000円</u>				
			<u>ハ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以上</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 229,</u> <u>000円</u>				
			<u>ニ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以上1</u> <u>0,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 329,</u> <u>000円</u>				
			<u>ホ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が1</u> <u>0,000平方</u> <u>メートル以上2</u>				

			<u>5,000平方メートル未満のもの 390,000円</u> <u>へ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 449,000円</u> <u>(2) 非住宅部分</u> <u>(一) モデル建物法による場合</u>  <u>イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル</u>				<u>(2) 非住宅部分</u> <u>(一) モデル建物法</u> <u>(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下61の項において同じ。)</u> <u>による場合</u> <u>イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル</u>
--	--	--	---	--	--	--	---

			<u>ル未満のもの</u> <u>102,000</u> <u>円</u>				<u>ル未満のもの</u> <u>87,100円</u>
			<u>ロ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が3</u> <u>00平方メート</u> <u>ル以上1,00</u> <u>0平方メートル</u> <u>未満のもの 1</u> <u>29,000円</u>				<u>ロ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が3</u> <u>00平方メート</u> <u>ル以上1,00</u> <u>0平方メートル</u> <u>未満のもの 1</u> <u>10,700円</u>
			<u>ハ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>1,000平方</u> <u>メートル以上</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 171,</u> <u>000円</u>				<u>ハ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>1,000平方</u> <u>メートル以上</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 145,</u> <u>700円</u>
			<u>ニ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以上</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 276,</u> <u>000円</u>				<u>ニ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以上</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 235,</u> <u>700円</u>
			<u>ホ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u>				<u>ホ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u>



		<u>5,000平方</u> <u>メートル以上1</u> <u>0,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 361,</u> <u>000円</u> へ 当該部分の床 面積の合計が1 <u>0,000平方</u> <u>メートル以上2</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 434,</u> <u>000円</u> ト 当該部分の床 面積の合計が2 <u>5,000平方</u> <u>メートル以上の</u> <u>もの 509,</u> <u>000円</u> (二) 標準入力法等 による場合 イ 当該部分の床 面積の合計が3 <u>00平方メート</u> <u>ル未満のもの</u> <u>266,000</u> <u>円</u>			<u>5,000平方</u> <u>メートル以上1</u> <u>0,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 309,</u> <u>000円</u> へ 当該部分の床 面積の合計が1 <u>0,000平方</u> <u>メートル以上2</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 371,</u> <u>000円</u> ト 当該部分の床 面積の合計が2 <u>5,000平方</u> <u>メートル以上の</u> <u>もの 435,</u> <u>000円</u> (二) 標準入力法等 による場合 イ 当該部分の床 面積の合計が3 <u>00平方メート</u> <u>ル未満のもの</u> <u>227,100</u> <u>円</u>
--	--	--	--	--	--

			<p><u>ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 334,000円</u></p> <p><u>ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 431,000円</u></p> <p><u>ニ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 615,000円</u></p> <p><u>ホ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方</u></p>				<p><u>ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 284,400円</u></p> <p><u>ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円</u></p> <p><u>ニ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円</u></p> <p><u>ホ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方</u></p>
--	--	--	--	--	--	--	--

			<u>メートル未満のもの 758,000円</u> <u>へ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 896,000円</u> <u>ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1,020,000円</u>			<u>メートル未満のもの 646,000円</u> <u>へ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円</u> <u>ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円</u>		
<u>62</u>	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。） <u>第31条第1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	(略)	<u>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について14の2の項に掲げる額（申請に係る計画</u>	(略)	<u>61</u>	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。） <u>第36条第1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	(略)	<u>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について14の2の項に掲げる額（申</u>

		<p>に特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに14の3の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額) (法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、61の項の規定により算出した額) (住戸の数が一である複合建築物の住宅部分</p>		<p>請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額) (法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、60の項の規定により算出した額とする。) (共同住宅の申請の</p>
--	--	---	--	--

		<p>の手数料の額は、1の一又は2の一に掲げる額）（省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額）</p>			<p>場合（誘導仕様基準以外による場合に限る。）の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。）（共同住宅の申請の場合（誘導仕様基準による場合に限る。）の手数料の額は、共用部分の額を加算しない。）（省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の</p>
--	--	--	--	--	--

			<p>1 申請に併せて法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</p> <p>一 一戸建て住宅 4,100円</p> <p>二 一以外の建築物</p> <p>(1) 住宅部分</p> <p>(一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円</p> <p>(二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方</p>			<p>向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。)</p> <p>1 申請に併せて法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</p> <p>一 一戸建て住宅 3,700円</p> <p>二 一以外の建築物</p> <p>(1) 住宅部分</p> <p>(一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6,900円</p> <p>(二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方</p>
--	--	--	---	--	--	--

			<u>メートル未満のもの</u> <u>の 16,700</u> <u>円</u> <u>(三) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が2,</u> <u>000平方メート</u> <u>ル以上5,000</u> <u>平方メートル未満</u> <u>のもの 37,0</u> <u>00円</u> <u>(四) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が5,</u> <u>000平方メート</u> <u>ル以上10,00</u> <u>0平方メートル未</u> <u>満のもの 66,</u> <u>500円</u> <u>(五) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が1</u> <u>0,000平方メ</u> <u>ートル以上25,</u> <u>000平方メート</u> <u>ル未満のもの 8</u> <u>3,500円</u> <u>(六) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が2</u> <u>5,000平方メ</u> <u>ートル以上のもの</u>				<u>メートル未満のもの</u> <u>の 15,000</u> <u>円</u> <u>(三) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が2,</u> <u>000平方メート</u> <u>ル以上5,000</u> <u>平方メートル未満</u> <u>のもの 32,0</u> <u>00円</u> <u>(四) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が5,</u> <u>000平方メート</u> <u>ル以上のもの 5</u> <u>7,000円</u>  (新設)          (新設)
--	--	--	---	--	--	--	--

			<u>103,000</u> 円 <u>(2) 非住宅部分</u> <u>(一) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が30</u> <u>0平方メートル未</u> <u>満のもの 8,0</u> <u>00円</u> <u>(二) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が30</u> <u>0平方メートル以</u> <u>上1,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 13,800</u> 円 <u>(三) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が1,</u> <u>000平方メー</u> <u>トル以上2,000</u> <u>平方メートル未</u> <u>満のもの 22,2</u> <u>00円</u> <u>(四) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が2,</u> <u>000平方メー</u> <u>トル以上5,000</u> <u>平方メートル未</u> <u>満のもの 66,1</u>				<u>(2) 非住宅部分</u> <u>(一) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が30</u> <u>0平方メートル未</u> <u>満のもの 6,9</u> <u>00円</u> <u>(二) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が30</u> <u>0平方メートル以</u> <u>上1,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 11,800</u> 円 <u>(三) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が1,</u> <u>000平方メー</u> <u>トル以上2,000</u> <u>平方メートル未</u> <u>満のもの 19,1</u> <u>00円</u> <u>(四) 当該部分の床</u> <u>面積の合計が2,</u> <u>000平方メー</u> <u>トル以上5,000</u> <u>平方メートル未</u> <u>満のもの 56,4</u>
--	--	--	--	--	--	--	---



		<p>00円</p> <p>(五) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 104,000円</p> <p>(六) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 132,000円</p> <p>(七) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 165,000円</p> <p>円</p> <p>2-1以外の場合</p> <p>一 一戸建て住宅</p> <p>(1) 誘導仕様基準による場合</p> <p>(一) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未</p>				<p>00円</p> <p>(五) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円</p> <p>(六) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円</p> <p>(七) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 141,000円</p> <p>円</p> <p>2-1以外の場合</p> <p>一 一戸建て住宅</p> <p>(1) 誘導仕様基準による場合</p> <p>(一) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未</p>
--	--	---	--	--	--	--

		<p><u>満のもの 14,300円</u></p> <p><u>(二) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 15,100円</u></p> <p><u>(2) 仕様・計算併用法による場合</u></p> <p><u>(一) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 21,100円</u></p> <p><u>(二) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 23,300円</u></p> <p><u>(3) 標準計算法による場合</u></p> <p><u>(一) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 28,300円</u></p> <p><u>(二) 当該住宅の床面積の合計が20</u></p>			<p><u>満のもの 14,000円</u></p> <p><u>(二) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 15,000円</u></p> <p><u>(2) 誘導仕様基準以外による場合</u></p> <p><u>(一) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 24,200円</u></p> <p><u>(二) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 27,000円</u></p>
--	--	--	--	--	---

		<p><u>0平方メートル以上のもの 31,500円</u></p> <p><u>二 一以外の建築物</u></p> <p><u>(1) 住宅部分</u></p> <p><u>(一) 誘導仕様基準による場合</u></p> <p><u>イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26,800円</u></p> <p><u>ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 46,500円</u></p> <p><u>ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 84,800円</u></p> <p><u>ニ 当該部分の床</u></p>				<p><u>二 一以外の建築物</u></p> <p><u>(1) 住宅部分</u></p> <p><u>(一) 誘導仕様基準による場合</u></p> <p><u>イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26,000円</u></p> <p><u>ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 46,000円</u></p> <p><u>ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 83,000円</u></p> <p><u>ニ 当該部分の床</u></p>
--	--	---	--	--	--	--

			<p>面積の合計が 5,000平方 メートル以上の もの 127, 000円</p> <p>(二) 仕様・計算併 用法による場合</p> <p>イ 当該部分の床 面積の合計が3 00平方メート ル未満のもの 42,000円</p> <p>ロ 当該部分の床 面積の合計が3 00平方メート ル以上2,00 0平方メートル 未満のもの 7 0,500円</p> <p>ハ 当該部分の床 面積の合計が 2,000平方 メートル以上 5,000平方 メートル未満の もの 122, 000円</p> <p>ニ 当該部分の床</p>				<p>面積の合計が 5,000平方 メートル以上の もの 125, 000円</p> <p>(二) 誘導仕様基準 以外による場合</p> <p>イ 当該部分の床 面積の合計が3 00平方メート ル未満のもの 48,500円</p> <p>ロ 当該部分の床 面積の合計が3 00平方メート ル以上2,00 0平方メートル 未満のもの 8 1,000円</p> <p>ハ 当該部分の床 面積の合計が 2,000平方 メートル以上 5,000平方 メートル未満の もの 138, 000円</p> <p>ニ 当該部分の床</p>
--	--	--	---	--	--	--	---

			<u>面積の合計が</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以上1</u> <u>0,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 179,</u> <u>000円</u> <u>ホ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が1</u> <u>0,000平方</u> <u>メートル以上2</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 213,</u> <u>000円</u> <u>ヘ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が2</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以上の</u> <u>もの 248,</u> <u>000円</u> <u>(三) 標準計算法に</u> <u>よる場合</u> <u>イ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が3</u> <u>00平方メート</u> <u>ル未満のもの</u> <u>56,800円</u>			<u>面積の合計が</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以上の</u> <u>もの 197,</u> <u>000円</u>  (新設)    (新設)    (新設)
--	--	--	--	--	--	--

			<p>ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 94,600円</p> <p>ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 161,000円</p> <p>ニ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 231,000円</p> <p>ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方</p>				
--	--	--	---	--	--	--	--



			<u>2,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 119,</u> <u>000円</u> ニ <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以上</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 193,</u> <u>000円</u> ホ <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以上1</u> <u>0,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 253,</u> <u>000円</u> ハ <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が1</u> <u>0,000平方</u> <u>メートル以上2</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 304,</u> <u>000円</u>				<u>2,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 102,</u> <u>100円</u> ニ <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以上</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 165,</u> <u>100円</u> ホ <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以上1</u> <u>0,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 216,</u> <u>000円</u> ハ <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が1</u> <u>0,000平方</u> <u>メートル以上2</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 260,</u> <u>000円</u>
--	--	--	--	--	--	--	--



			<p><u>ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 357,000円</u></p> <p><u>(二) 標準入力法等による場合</u></p> <p><u>イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 186,000円</u></p> <p><u>ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 234,000円</u></p> <p><u>ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 301,</u></p>				<p><u>ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 305,000円</u></p> <p><u>(二) 標準入力法等による場合</u></p> <p><u>イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 159,100円</u></p> <p><u>ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 199,200円</u></p> <p><u>ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,</u></p>
--	--	--	--	--	--	--	--

			<u>000円</u> ニ 当該部分の床 面積の合計が <u>2,000平方</u> <u>メートル以上</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 430,</u> <u>000円</u>				<u>100円</u> ニ 当該部分の床 面積の合計が <u>2,000平方</u> <u>メートル以上</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 366,</u> <u>700円</u>
			ホ 当該部分の床 面積の合計が <u>5,000平方</u> <u>メートル以上1</u> <u>0,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 531,</u> <u>000円</u>				ホ 当該部分の床 面積の合計が <u>5,000平方</u> <u>メートル以上1</u> <u>0,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 453,</u> <u>000円</u>
			ハ 当該部分の床 面積の合計が1 <u>0,000平方</u> <u>メートル以上2</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 627,</u> <u>000円</u>				ハ 当該部分の床 面積の合計が1 <u>0,000平方</u> <u>メートル以上2</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 535,</u> <u>000円</u>
			ト 当該部分の床 面積の合計が2 <u>5,000平方</u>				ト 当該部分の床 面積の合計が2 <u>5,000平方</u>

			<u>メートル以上の もの 715, 000円</u>				<u>メートル以上の もの 610, 000円</u>	
(削除)					<u>6 建築物のエネルギー消 2 費性能の向上等に関す る法律（以下この項に おいて「法」とい う。）第41条第1項 の規定に基づく建築物 エネルギー消費性能基 準に適合している旨の 認定の申請に対する審 査</u>	<u>建築物エ ネルギー 消費性能 基準に適 合してい る旨の認 定申請手 数料</u>	<u>建築物エネルギー消費性能 基準に適合している旨の認 定申請手数料の額は、次の 1及び2に掲げる区分に応 じて、次に掲げる額（共同 住宅の申請の場合（性能基 準又はフロア入力法による 場合に限る。）の手数料の 額は、住戸部分の額に共用 部分の額を加算した額とす る。ただし、共用部分が存 在しない場合又は共用部分 を除く場合は、当該共用部 分の額は加算しない。） （共同住宅の申請の場合 （仕様基準（省令第1条第 1項第2号イ（3）及び同 号ロ（3）に定める基準を いう。以下同じ。）又は誘 導仕様基準による場合に限 る。）の手数料の額は、当 該共用部分の額は加算しな い。）（省令第1条第1項 第1号ただし書に規定する 国土交通大臣がエネルギー</u>	<u>認定申請の とき。</u>

		<p>消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。)</p> <p>1 申請に併せて法第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</p> <p>一 一戸建て住宅 5,100円</p> <p>二 一以外の建築物</p> <p>(1) 住宅部分</p> <p>(一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円</p> <p>(二) 当該部分の床面積の合計が30</p>
--	--	---

			<p><u>0平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円</u></p> <p><u>(三) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円</u></p> <p><u>(四) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 81,000円</u></p> <p><u>(2) 非住宅部分</u></p> <p><u>(一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円</u></p> <p><u>(二) 当該部分の面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u></p>	
--	--	--	---	--

			<u>16,700円</u> (三) <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が1,</u> <u>000平方メー</u> <u>トル以上2,000</u> <u>平方メートル未</u> <u>満のもの 27,1</u> <u>00円</u> (四) <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が2,</u> <u>000平方メー</u> <u>トル以上5,000</u> <u>平方メートル未</u> <u>満のもの 80,4</u> <u>00円</u> (五) <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が5,</u> <u>000平方メー</u> <u>トル以上10,00</u> <u>0平方メートル未</u> <u>満のもの 12</u> <u>8,000円</u> (六) <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が1</u> <u>0,000平方メ</u> <u>ートル以上25,</u> <u>000平方メー</u> <u>トル未満のもの 1</u>
--	--	--	---

			<p><u>61,000円</u></p> <p>(七) <u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>201,000円</u></p> <p><u>2-1 以外の場合</u></p> <p><u>一 一戸建て住宅</u></p> <p><u>(1) 性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合</u></p> <p><u>(一) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,400円</u></p> <p><u>(二) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,400円</u></p> <p><u>(2) モデル住宅法(省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基</u></p>
--	--	--	--

			<u>準をいう。)による</u> <u>場合</u> <u>(一) 当該住宅の床</u> <u>面積の合計が20</u> <u>0平方メートル未</u> <u>満のもの 17,</u> <u>700円</u> <u>(二) 当該住宅の床</u> <u>面積の合計が20</u> <u>0平方メートル以</u> <u>上のもの 19,</u> <u>100円</u> <u>(3) 仕様基準又は誘</u> <u>導仕様基準による場</u> <u>合</u> <u>(一) 当該住宅の床</u> <u>面積の合計が20</u> <u>0平方メートル未</u> <u>満のもの 17,</u> <u>700円</u> <u>(二) 当該住宅の床</u> <u>面積の合計が20</u> <u>0平方メートル以</u> <u>上のもの 19,</u> <u>100円</u> <u>二 一以外の建築物</u> <u>(1) 住宅部分</u> <u>(一) 性能基準(省</u>	
--	--	--	---	--



			<p> <u>令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。)</u>による場合  <u>イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>  <u>69,100円</u>  <u>ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>  <u>16,000円</u>  <u>ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>  <u>196,000円</u>  <u>ニ 当該部分の床面積の合計が</u> </p>	
--	--	--	--	--

			<u>5,000平方</u> <u>メートル以上の</u> <u>もの 281,</u> <u>000円</u> (二) <u>フロア入力法</u> <u>(省令第1条第1</u> <u>項第2号イ(2)及</u> <u>び同号ロ(2)に定</u> <u>める基準をい</u> <u>う。)</u> による場合 イ <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が3</u> <u>00平方メート</u> <u>ル未満のもの</u> <u>33,100円</u> ロ <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が3</u> <u>00平方メート</u> <u>ル以上2,00</u> <u>0平方メートル</u> <u>未満のもの 5</u> <u>8,000円</u> ハ <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以上</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u>
--	--	--	---

			<u>もの 104,</u> <u>000円</u> <u>ニ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以上の</u> <u>もの 157,</u> <u>000円</u> <u>(三) 仕様基準又は</u> <u>誘導仕様基準によ</u> <u>る場合</u> <u>イ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が3</u> <u>00平方メート</u> <u>ル未満のもの</u> <u>33,100円</u> <u>ロ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が3</u> <u>00平方メート</u> <u>ル以上2,00</u> <u>0平方メートル</u> <u>未満のもの 5</u> <u>8,000円</u> <u>ハ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以上</u> <u>5,000平方</u>
--	--	--	---

			<u>メートル未満の</u> <u>もの 104,</u> <u>000円</u> <u>ニ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以上の</u> <u>もの 157,</u> <u>000円</u> <u>(2) 非住宅部分</u> <u>(一) モデル建物法</u> <u>による場合</u> <u>イ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が3</u> <u>00平方メート</u> <u>ル未満のもの</u> <u>87,100円</u> <u>ロ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が3</u> <u>00平方メート</u> <u>ル以上1,00</u> <u>0平方メートル</u> <u>未満のもの 1</u> <u>10,700円</u> <u>ハ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>1,000平方</u> <u>メートル以上</u>
--	--	--	---

			<u>2,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 145,</u> <u>700円</u> ニ <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以上</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 235,</u> <u>700円</u> ホ <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以上1</u> <u>0,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 309,</u> <u>000円</u> ヘ <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が1</u> <u>0,000平方</u> <u>メートル以上2</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 371,</u> <u>000円</u>
--	--	--	--

			<p><u>ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 435,000円</u></p> <p><u>(二) 標準入力法等による場合</u></p> <p><u>イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 227,100円</u></p> <p><u>ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 284,400円</u></p> <p><u>ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,</u></p>	
--	--	--	--	--

			<u>100円</u> <u>ニ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以上</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 523,</u> <u>700円</u> <u>ホ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以上1</u> <u>0,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 646,</u> <u>000円</u> <u>へ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が1</u> <u>0,000平方</u> <u>メートル以上2</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 763,</u> <u>000円</u> <u>ト 当該部分の床</u> <u>面積の合計が2</u> <u>5,000平方</u>
--	--	--	---





		<p><u>非住宅部分の手数料の額は、工場等のみの場合とみなして算出した額)</u></p> <p><u>1 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に掲げる軽微な変更</u>に該当していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</p> <p><u>一 一戸建て住宅 4,100円</u></p> <p><u>二 一以外の建築物</u></p> <p><u>(1) 住宅部分</u></p> <p><u>(一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円</u></p>				<p><u>1 非住宅部分の用途が工場等のみの場合</u></p> <p><u>一 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 11,800円</u></p> <p><u>二 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円</u></p> <p>(新設)</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

			<p>(二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 16,700円</p> <p>(三) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 37,000円</p> <p>(四) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 66,500円</p> <p>(五) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 83,500円</p>				
--	--	--	--	--	--	--	--

			<p>(六) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 103,000円</p> <p>(2) 非住宅部分</p> <p>(一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円</p> <p>(二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円</p> <p>(三) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円</p> <p>(四) 当該部分の床面積の合計が2,</p>			(新設)	
--	--	--	---	--	--	------	--



			(削除)				<u>0平方メートル未満のもの 56,400円</u>
			(削除)				<u>四 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円</u>
			(削除)				<u>五 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円</u>
			(削除)				<u>六 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 141,000円</u>
			<u>2 1 以外の場合</u>				<u>2 1 以外の非住宅部分の場合</u>
			<u>一 一戸建て住宅</u>				<u>一 モデル建物法による場合</u>
			<u>(1) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合</u>				<u>(1) 当該部分の床面積の合計が30平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 77,600</u>

			<p>(一) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,300円</p> <p>(二) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 15,100円</p> <p>(2) 仕様・計算併用法による場合</p>				<p>円</p> <p>(新設)</p>	
			<p>(一) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 21,100円</p> <p>(二) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 23,300円</p>				<p>(新設)</p> <p>(2) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	

		<p><u>(3) 標準計算法による場合</u></p> <p><u>(一) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 28,300円</u></p> <p><u>(二) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 31,500円</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>			<p><u>(3) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円</u></p> <p><u>(5) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,</u></p>
--	--	--	--	--	--

			(削除)				<u>000平方メートル未満のもの</u> <u>2</u> <u>60,000円</u> (6) <u>当該部分の床面積の合計が2</u> <u>5,000平方メートル以上のもの</u> <u>305,000</u> <u>円</u>
			<u>二 一以外の建築物</u>  <u>(1) 住宅部分</u>  <u>(一) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合</u> <u>イ 当該部分の床面積の合計が3</u> <u>00平方メートル未満のもの</u> <u>26,800円</u> <u>ロ 当該部分の床面積の合計が3</u>				<u>二 標準入力法等による場合</u> <u>(1) 当該部分の床面積の合計が30</u> <u>0平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>199,20</u> <u>0円</u> (新設)





			<u>00平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 70,500円</u> <u>ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 122,000円</u> <u>ニ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 179,000円</u> <u>ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 213,</u>				
--	--	--	---	--	--	--	--







			<p>(五) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 104,000円</p> <p>(六) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 132,000円</p> <p>(七) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 165,000円</p> <p>(3) (2)以外の非住宅部分の場合</p> <p>(一) モデル建物法</p>			<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円</p> <p>(新設)</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

			<p>による場合</p> <p>イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 71,600円</p> <p>ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 91,100円</p> <p>ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 119,000円</p> <p>ニ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 193,</p>				
--	--	--	---	--	--	--	--





			<u>ル未満のもの</u> <u>186,000</u> <u>円</u> <u>ロ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が3</u> <u>00平方メート</u> <u>ル以上1,00</u> <u>0平方メートル</u> <u>未満のもの 2</u> <u>34,000円</u> <u>ハ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>1,000平方</u> <u>メートル以上</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 301,</u> <u>000円</u> <u>ニ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以上</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 430,</u> <u>000円</u> <u>ホ 当該部分の床</u> <u>面積の合計が</u>				
--	--	--	--	--	--	--	--



			(削除)				<u>面積の合計が1</u> <u>0,000平方メ</u> <u>ートル以上25,</u> <u>000平方メー</u> <u>トル未満のもの</u> 5 <u>35,000円</u> (6) <u>当該部分の床</u> <u>面積の合計が2</u> <u>5,000平方メ</u> <u>ートル以上のもの</u> <u>610,000</u> <u>円</u>
(略)				(略)			

付 則  
この条例は、令和7年4月1日から施行する。